

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	児童扶養手当届出又は書類その他物件未提出による手当支払の一時差止め	
根拠法及び条項	児童扶養手当法第 15 条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
処 分 基 準	関係条項	児童扶養手当法第 28 条第 1 項
	基 準	○第 15 条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。 ○第 28 条第 1 項 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	